

平成 26 年（2014 年） 度
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成26年(2014年)度 金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

問題1

以下の事例を読んで、設問(1)及び(2)に答えなさい。なお解答の際には、条文上の根拠や必要に応じて判例の立場に言及しなさい。

Aは、衣料品の製造と販売を業とする会社であるが、イタリアから高価な生地を輸入してそれを使用して、女性の既製服の製造販売を手がけることとなった。そのためB銀行からは、主として生地の購入費用500万円の調達のために融資を受け、その担保として、Aがそれらの生地を使って製造した既製服のうち甲倉庫に保管してある一切の在庫商品を対象に譲渡担保権を設定した。

なお甲倉庫内の一切の在庫商品については、AはC損害保険会社との間で火災保険契約を締結していた。

設問(1)

上記の事例において、B銀行のために譲渡担保権は成立するか、論じなさい。

設問(2)

上記の事例において、甲倉庫及び甲倉庫内の在庫商品のすべてが、第三者Hの放火によって焼失した。

この場合に、B銀行は、被担保債権を回収するために、どのような法的手段を講じることができるか、論じなさい。

問題 2

以下の事例を読んで、設問（1）及び（2）に答えなさい。

P株式会社（以下、「P社」とする。）は、公開会社（会社法2条5号）である。P社は、監査役設置会社であり、委員会設置会社ではない。

S株式会社（以下、「S社」とする。）は、公開会社ではない株式会社であるが、取締役会設置会社である。S社は、監査役設置会社であり、委員会設置会社ではない。

P社・S社ともに、種類株式発行会社ではない。

P社は、S社の発行済株式総数の85%を保有している（S社は、P社の株式を保有していない）。S社の株主は、P社・B・Cの3名である。B・Cは個人であるが、P社やS社の役員ではない。P社の取締役Y（代表取締役ではない。）は、S社の代表取締役であるが、P社・S社間に、Y以外の役員の兼任はない。Yは、P社の株式もS社の株式も保有していない。

P社の代表取締役Aは、P社・S社間の商品の売買に際して、明らかにP社に有利な価格を提示したうえ、売買契約（以下、「本件売買契約」とする。）を締結するよう、Yに要請した。Yは、この売買契約によりS社に損害が発生することを認識していた。しかし、S社の取締役たる地位を失う（支配株主であるP社に解任される）ことをおそれ、Aの要請に応じることにした。本件売買契約は、P社・S社双方の取締役会において異論なく承認されたうえで、締結された。なお、本件売買契約について、P社・S社のいずれの株主総会の承認もないし、それぞれの会社の株主全員の合意があるわけでもない。

設問（1）

S社は、Yに対して、会社法上、なんらかの責任を追及することができるか。

設問（2）

S社は、P社に対して、会社法上、なんらかの責任を追及することができるか。